

本調査は、各都道府県、指定都市、中核市（以下「都道府県等」という。）からの指導監督の実施状況の報告に基づき、厚生労働省保育課でとりまとめを行ったものである。なお、市町村が設置しているへき地保育所及び事業所等が職員の福利厚生などのために設置する事業所内保育施設は除いている。

認可外保育施設の現況（平成15年3月31日現在）

《概要》

I 認可外保育施設の施設数及び入所児童数の状況

1. 施設数（6,849 か所）

- 届出制の導入等もあり、施設数は増加。（対前年度+738 か所、増加率+12.1%）
※新設 702 か所、新規把握 580 か所、廃止等△544 か所
- 少子化が進む中で、認可外保育施設は施設数・入所児童数とも、近年、増加傾向。

2. 入所児童数（178,944 人）

- 入所児童数は増加。（対前年度+9,826 人、増加率+5.8%）
- 0-2 歳児 81 千人、3 歳児以上（学童を除く。）98 千人。

＜参考＞事業所内保育施設の状況

- 長期的な傾向として、施設数、入所児童数とも緩やかな減少傾向。

II ベビーホテルに対する指導状況

1. ベビーホテルの保育時間及び時間帯別入所児童数

- ベビーホテルに分類される認可外保育施設のうち約4割が宿泊を伴う保育を実施。
- ベビーホテルに入所している児童の約7割が主に昼間（概ね午前7時から午後8時まで）預けられている。

2. ベビーホテルに対する点検の実施状況

〔認可外保育施設の届出制の導入、指導監督の強化などを内容とした児童福祉法改正に基づき、平成14年10月から新たな基準の「認可外保育施設指導監督の指針」及び「認可外保育施設指導監督基準」により立入調査及び指導を実施している。〕

- ベビーホテル1,386か所の内、立入調査を実施した1,376か所の施設について、
 - ・ 指導監督基準に適合した施設270か所（19.6%）
 - ・ 何らかの適合していない点がある施設1,106か所（80.4%）
- 適合しない項目で多かったのは、
 - ・ 児童や職員に対する健康診断の実施
 - ・ 非常災害に対する定期訓練の実施や計画の策定
 - ・ 保育従事者の常時複数配置 等
- 指導監督基準に適合していなかった全施設に対して、文書により改善を指導。

Ⅲ 認可外保育施設に関する情報提供等の取り組み状況

- 都道府県等は届出制の導入に伴い、認可外保育施設の運営状況に関して、地域住民に情報提供を行うこととされている。
※13年度末42か所（87都道府県等中）→14年度末82か所（89都道府県等中）

(参考)

都道府県・政令指定都市・中核市別 認可外保育施設数・入所児童数一覧(平成15年3月31日現在)

	認可外保育施設		ベビーホテル		その他認可外保育施設		事業所内保育施設	
	(か所数)	(人)	(か所数)	(人)	(か所数)	(人)	(か所数)	(人)
1 北海道	178	3,803	33	573	145	3,230	162	2,214
2 青森県	73	2,480	13	298	60	2,182	20	245
3 岩手県	75	1,426	20	248	55	1,178	51	1,004
4 宮城県	85	2,310	1	15	84	2,295	37	421
5 秋田県	19	401	0	0	19	401	10	98
6 山形県	102	3,358	9	167	93	3,191	29	538
7 福島県	111	3,496	16	727	95	2,769	51	1,028
8 茨城県	133	4,186	19	345	114	3,841	150	2,350
9 栃木県	71	1,540	14	231	57	1,309	57	631
10 群馬県	59	1,380	28	292	33	1,088	70	663
11 埼玉県	478	7,997	36	1,109	442	6,888	102	2,124
12 千葉県	133	2,598	62	1,304	71	1,294	182	2,888
13 東京都	590	10,877	243	3,497	347	7,380	258	2,880
14 神奈川県	207	4,345	21	412	186	3,933	77	1,401
15 新潟県	36	1,023	3	86	33	937	31	359
16 富山県	14	241	1	4	13	237	17	196
17 石川県	3	96	0	0	3	96	20	201
18 福井県	15	292	1	4	14	288	20	219
19 山梨県	37	946	3	88	34	858	25	237
20 長野県	38	580	11	122	27	458	51	595
21 岐阜県	34	817	13	241	21	576	44	501
22 静岡県	118	2,476	21	381	95	2,095	61	653
23 愛知県	107	2,073	13	276	94	1,797	80	1,188
24 三重県	31	1,327	7	151	24	1,176	59	846
25 滋賀県	40	1,506	8	155	32	1,351	48	621
26 京都府	37	854	7	140	30	714	29	400
27 大阪府	305	5,028	70	1,222	235	3,806	110	1,731
28 兵庫県	191	6,007	6	141	185	5,866	114	1,915
29 奈良県	30	575	22	351	8	224	21	458
30 和歌山県	17	210	2	29	15	181	24	257
31 鳥取県	25	661	7	81	18	580	20	262
32 島根県	38	1,175	4	134	34	1,041	19	278
33 岡山県	14	186	4	56	10	130	38	420
34 広島県	68	1,975	2	70	66	1,905	64	829
35 山口県	66	1,444	22	536	44	908	57	856
36 徳島県	50	1,875	23	638	27	1,237	42	446
37 香川県	20	465	0	0	20	465	28	264
38 愛媛県	21	524	7	80	14	444	23	399
39 高知県	43	606	0	0	43	606	19	241
40 福岡県	158	4,235	18	386	140	3,849	62	1,000
41 佐賀県	62	1,786	10	154	52	1,632	45	785
42 長崎県	56	1,531	14	366	42	1,165	37	556
43 熊本県	50	1,512	1	37	49	1,475	46	534
44 大分県	40	1,480	5	90	35	1,390	23	299
45 宮崎県	73	2,886	6	260	67	2,626	19	240
46 鹿児島県	84	2,378	3	48	81	2,330	70	895
47 沖縄県	567	28,764	17	573	550	28,191	15	348
都道府県計	4,800	127,731	844	16,118	3,956	111,613	2,635	37,290
48 札幌市	116	2,800	38	915	78	1,885	54	1,164
49 仙台市	105	2,195	17	428	88	1,769	16	265
50 千葉市	45	884	20	413	25	471	22	396
51 横浜市	313	7,422	25	389	288	7,033	54	827
52 川崎市	131	3,076	6	108	125	2,968	18	239
53 名古屋市	66	887	30	624	36	263	61	660
54 京都市	37	679	20	314	17	365	35	612
55 大阪市	175	2,668	89	1,267	106	1,401	30	462
56 神戸市	68	1,397	20	381	48	1,016	42	587
57 広島市	69	1,389	23	287	46	1,102	25	272
58 北九州市	42	1,017	16	336	26	681	11	153
59 福岡市	103	1,462	25	575	78	887	33	431
指定都市計	1,270	25,676	309	6,035	961	19,641	401	6,068
60 旭川市	39	1,780	5	144	34	1,636	9	265
61 秋田市	19	749	7	401	12	348	3	55
62 沼山市	48	1,800	8	443	40	1,357	22	528
63 いわき市	21	407	4	104	17	303	10	204
64 宇都宮市	24	547	12	263	12	284	25	344
65 横須賀市	3	67	0	0	3	67	17	223
66 新潟市	24	800	7	230	17	570	6	86
67 富山市	5	145	5	145	0	0	6	101
68 金沢市	17	126	5	47	12	79	17	195
69 長野市	11	116	8	41	3	75	10	129
70 岐阜市	9	452	5	171	4	281	14	204
71 静岡市	28	468	11	110	17	358	8	110
72 浜松市	28	791	2	162	26	629	7	143
73 豊橋市	6	166	1	8	5	158	12	177
74 豊田市	23	298	1	22	22	276	12	125
75 堺市	42	664	27	483	15	181	16	378
76 姫路市	50	3,641	12	243	38	3,398	11	180
77 奈良市	13	174	4	42	9	132	13	140
78 和歌山市	12	120	4	42	8	78	14	195
79 岡山市	36	1,229	8	128	28	1,101	25	303
80 倉敷市	13	326	3	55	10	271	18	426
81 福山市	19	1,087	6	170	13	917	18	187
82 高松市	15	253	8	109	7	144	13	148
83 松山市	25	806	17	398	8	410	7	87
84 高知市	47	910	10	151	37	759	20	546
85 長崎市	23	617	12	348	11	269	14	211
86 熊本市	48	2,167	13	438	35	1,729	26	397
87 大分市	49	2,244	9	236	40	2,008	7	121
88 宮崎市	26	1,177	8	233	18	944	4	46
89 鹿児島市	56	1,410	11	267	45	1,143	25	361
中核市計	779	25,537	233	5,632	546	19,905	409	6,613
総計	6,849	178,944	1,386	27,785	5,463	151,159	3,445	49,971

認可外保育施設の箇所数・児童数の推移

区 分		平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
認可外保育施設	施設数	4,570	4,554	4,253	4,308	4,454	4,701	4,783	5,253	5,815	6,111	6,849
	児童数(千人)	143	139	137	137	141	149	149	160	169	169	179
ベビーホテル	施設数	420	442	469	511	573	649	727	838	1,044	1,184	1,386
	児童数(千人)	11	11	13	14	16	17	19	21	25	26	28
その他	施設数	4,150	4,112	3,784	3,797	3,881	4,052	4,056	4,415	4,771	4,927	5,463
	児童数(千人)	132	128	124	123	125	132	130	139	144	143	151

(注)・施設数・児童数は都道府県等が把握した数

・その他認可外保育施設については、平成4年度は2月1日現在、平成5年度から平成11年度までは各年度1月10日現在、平成12年度は12月31日現在、平成13年度以降は3月31日現在。

・ベビーホテルについては、平成4年度は3月31日現在、以降はその他認可外保育施設と同じ。

(参考)

区 分		平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
事業所内保育施設	施設数	2,686	3,010	3,319	3,425	3,455	3,561	3,549	3,603	3,622	3,534	3,445
	児童数(千人)	43	45	51	53	52	53	54	54	53	52	50

・事業所内保育施設については、平成4年度は2月1日現在、平成5年度から平成11年度までは各年度1月10日現在、平成12年度は12月31日現在、平成13年度以降は3月31日現在。

認可外保育施設の現況（平成 15 年 3 月 31 日現在）

I 認可外保育施設の施設数及び入所児童数の状況

1. 施設数

区分	15年3月現在 施設数（か所）	14年3月現在 施設数（か所）	増 減 （か所）
ベビーホテル	1, 386 (1, 325)	1, 184	+202
その他の認可外保育施設	5, 463 (5, 037)	4, 927	+536
計	6, 849 (6, 362)	6, 111	+738

※ 15年3月現在のうち、()内は届出対象施設数。平成14年10月より、認可外保育施設の事業者に都道府県知事（指定都市及び中核市においては市長）への届出等が義務付けられた。

※ 15年3月現在の認可保育所数は、22,313か所。

(1) 施設数の増減事由

<ベビーホテルの変動状況> （前年度）

- ① 新設による増..... 200か所（140）
- ② 新規把握^{注1)}による増..... 161か所（147）
- ③ 廃止による減..... Δ196か所（Δ142）
- ④ 認可化による減..... Δ6か所（Δ3）
- ⑤ 移行^{注2)}（増）又は転換^{注3)}（減）等による増減.. 43か所（Δ2）
（43か所のうち、移行による増+130か所、転換による減Δ87か所）

<その他の認可外保育施設の変動状況>

- ① 新設による増..... 502か所（314）
- ② 新規把握による増..... 419か所（233）
- ③ 廃止による減..... Δ364か所（Δ337）
- ④ 認可化による減..... Δ44か所（Δ48）
- ⑤ 移行（増）又は転換（減）等による増減..... 23か所（Δ6）
（23か所のうち、移行による増+173か所、転換による減Δ150か所）

注1)「新規把握」…前年度以前に開設されていたが、14年度に新たに把握された施設。（届出の義務化により把握されたものを含む。）

注2)「移行」…今年度より夜間預かりや一時預かりを始め、新たにベビーホテルになった施設。（「その他の認可外保育施設」は逆。）

注3)「転換」…今年度より夜間預かりや一時預かりをとりやめ、その他の認可外保育施設になった施設。(「その他の認可外保育施設」は逆。)

(2) 未届出施設数* : 92か所

※「未届出施設」数は、届出対象施設数(「1.施設数」の()内の数)のうち、届出が完了していない施設の数。

2. 入所児童数

区分	15年3月現在 入所児童数(人)	14年3月現在 入所児童数(人)	増減(人)
ベビーホテル	27,785	26,442	+1,343
その他の認可外保育施設	151,159	142,676	+8,483
計	178,944	169,118	+9,826

※15年3月現在の認可保育所入所児童数は約2,034千人

年齢区分別入所児童数

区分	年齢区分別内訳						
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳以上	学童	不明
ベビーホテル(人)	2,642	5,593	6,233	5,507	6,949	851	10
(構成比%)	(9.6)	(20.1)	(22.4)	(19.8)	(25.0)	(3.1)	(0.0)
その他認可外(人)	13,961	23,958	28,559	29,217	50,041	5,195	228
(構成比%)	(9.2)	(15.9)	(18.9)	(19.3)	(33.1)	(3.4)	(0.2)
計	16,603	29,551	34,792	34,724	56,990	6,046	238
	(9.3)	(16.5)	(19.4)	(19.4)	(31.9)	(3.4)	(0.1)

<参考>事業所内保育施設の状況

※「事業所内保育施設」とは、企業や病院などにおいて、その従業員の乳幼児を保育の対象とする施設を指す。

区分	15年3月現在	14年3月現在	増減
施設数(か所)	3,445	3,534	△89
入所児童数(人)	49,971	51,904	△1,933

<事業所内保育施設の変動状況>

- ① 新設・新規把握による増.....171か所
- ② 廃止による減.....△35か所
- ③ 移行又は転換等による増減.....△225か所

II ベビーホテルに対する指導状況

ベビーホテルとは、認可外保育施設の内、(ア)夜8時以降の保育、(イ)宿泊を伴う保育、(ウ)一時預かりのいずれかを常時運営しているもの(但し、(ウ)については都道府県等が確認できた日における利用児童の内、一時預かりが半数以上を占めている場合をいう。)と定義し、重点的に年1回以上の立入調査を行い指導監督している。

1. ベビーホテルの保育時間及び時間帯別入所児童数

(1) ベビーホテルの保育時間

区分	24時間	宿泊	深夜	夜間	昼間のみ	計
施設数(か所)	469	149	236	296	236	1,386
(構成比%)	(33.8)	(10.8)	(17.0)	(21.4)	(17.0)	(100.0)

「宿泊」…「24時間」のものを除き午前2時を超え午前7時までの時間帯の全部又は一部を含んで開設しているもの。

「深夜」…「24時間」及び「宿泊」を除き午後10時を超え翌日午前2時までの時間帯の全部又は一部を含んで開設しているもの。

「夜間」…「24時間」、「宿泊」及び「深夜」を除き午後8時を超え午後10時までの時間帯の全部又は一部を含んで開設しているもの。

「昼間のみ」…「24時間」、「宿泊」、「深夜」及び「夜間」を除き午前7時から午後8時前の時間帯の全部又は一部の時間帯に開設しているもので一時預かりをしているもの。

(2) 保育時間帯別入所児童数

区分	24時間保育されている者	主に夜間に保育されている者	主に昼間に保育されている者	保育時間帯が不明な者	入所児童総数
児童数(人)	227	6,368	19,506	1,684	27,785
(構成比%)	(0.8)	(22.9)	(70.2)	(6.1)	(100.0)

「主に夜間に保育されている者」…主に夜間(宿泊、深夜を含む。)に保育されている者。

「主に昼間に保育されている者」…主に午前7時から午後8時まで保育されている者。

例) ①午後5時から翌午前2時まで → 「主に夜間に保育されている者」

②午前8時から午後10時まで → 「主に昼間に保育されている者」

2. ベビーホテルに対する点検の実施状況

(1) ベビーホテルに対する点検の実施状況

14年度中に把握していたベビーホテル数 ^{※1}	立入調査実施箇所数		未実施箇所数 ^{※2} (未実施率)
	実施箇所数 (実施率)	延べ箇所数	
1,669 箇所	1,376 箇所 (82.4%)	1,496 箇所	293 箇所 (17.6%)

※1…「14年度中に把握していたベビーホテル数」は15年3月31日現在開設しているか否かに関わらず、年度中に把握できた全てのベビーホテル数。

※2…立入調査「未実施箇所」のほとんどは年度中に廃止が明らかになり立入調査しなかったもの。

(2) ベビーホテルの点検結果及び指導状況

① 14年度のベビーホテルの点検結果

指導監督基準に適合しているもの	270 箇所
指導監督基準に適合していないもの	1,106 箇所
計	1,376 箇所

② ①のうち、「指導基準に適合していないもの」についての最終的な指導状況

区分	文書指導	改善勧告	公表	事業停止命令	施設閉鎖命令	計
実施箇所数	1,106 箇所	—	—	—	—	1,106 箇所

(3) 項目別指摘件数及び具体的な指摘事項

項目	指摘箇所数 (か所)		具体的な指摘事項	指摘件数 (件)
保育に従事する者の数及び資格	389		保育従事者の数	127
			保育従事者の資格	155
			保育従事者の複数配置	252
			保育士の名称の使用制限	1
保育室等の構造、設備及び面積	183		保育室、調理室、便所の設置	13
			保育室の面積	45
			乳児室と保育室の区画	57
			保育室の採光及び換気	15
			便所	59
非常災害に対する措置	647		非常災害に対する設備	240
			具体的計画策定、定期的訓練実施	580
保育室を2階以上に設けている場合の条件	232		2階	118
			3階	61
			4階以上	53
保育内容	153		保育内容の状況	108
			保育姿勢等	43
			保護者との連絡状況	16
給食の状況	93		調理室、食器等の衛生管理	55
			食事内容等の状況	53
健康の管理及び安全の確保	702		児童の健康状態の観察状況	12
			発育チェックの実施状況	119
			児童の健康診断の実施状況	357
			職員の健康診断の実施状況	390
			調理担当職員の検便の実施状況	297
			医薬品等の整備状況	6
			感染症への対応	59
			乳幼児突然死症候群の予防	30
安全確保の状況	82			
利用者への情報提供	352		サービス内容揭示の履行状況	309
			契約書面交付の履行状況	247
			契約内容等の説明	51
備える帳簿	169		帳簿の整備状況	217
その他	32		—	—

※「その他」…「傷害保険等への加入」、「保育従事者への研修の実施」など。

3. 平成13年度に指導したベビーホテルのその後の改善状況等

区分	13年度の 点検結果	左の内廃止、転換又は改善されたもの		
		廃止	転換	改善
指導監督基準に適合しているもの(か所)	231	15	10	16
指導監督基準に適合していないもの(か所)	812	109	50	179
計	1,043	124	60	202

項目別改善状況

項目	13年度指摘か所数 (廃止か所数)	14年度改善か所数 (改善率%)
保育に従事する者の数及び資格	282 (80)	102 (36.2)
保育室等の構造、設備及び面積	125 (33)	73 (58.4)
非常災害に対する措置	441 (90)	132 (29.9)
保育室を2階以上に設けている場合の条件	148 (26)	49 (33.1)
保育内容	87 (15)	38 (43.7)
給食の状況	67 (7)	27 (40.3)
健康の管理及び安全の確保	437 (82)	172 (39.4)
利用者への情報提供	4 (0)	3 (75.0)
備える帳簿	95 (10)	26 (27.4)
その他	30 (4)	20 (66.7)

Ⅲ 認可外保育施設に関する情報提供等の取り組み状況

都道府県等は認可外保育施設の状況について、インターネットへの掲載や担当する窓口での閲覧等により、住民に情報提供しなければならない。

また、都道府県は把握した情報を管内市区町村に通知することになっている。

1. 認可外保育施設に関する何らかの情報提供をしている都道府県等のか所数

区 分	15年3月現在	14年3月現在	増 減
実施都道府県等（か所）	82	42	+40
未実施（検討中） 都道府県等（か所）	7	45	△38

※平成14年度中に新たに2市が中核市となったため、都道府県等は87から89に増加した。なお、この2市は「実施都道府県等」である。

2. 情報提供している項目（1で既に実施している82か所中）

項 目	件 数 (件)	項 目	件 数 (件)
施設の名称	81	入所定員	59
施設の所在地	81	保育従事者数	41
施設の設置者名等	46	指導監督における指摘事項	14
施設の管理者名等	37	情報提供事項の評価方法	6
施設の規模・構造	42	指導監督基準、最低基準等の参考情報	29
事業開始年月日	43	認可外保育施設を選ぶ際の視点	31
開所時間	63	都道府県等の認可外保育施設担当窓口	44

3. 都道府県管内市町村の実施状況

都道府県は、市町村の協力に基づいて、住民に対する認可外保育施設に関する情報提供を行うこととしている。

(1) 管内市町村が何らかの情報提供をしている都道府県

15年3月現在	14年3月現在	増減
38か所	36か所	+2か所

(2) 何らかの情報提供をしている管内市町村数

認可外保育施設のある管内市区町村数：1,406か所

区 分	15年3月現在
実施している市区町村数	652か所
実施していない市区町村数	754か所